⑵　3⑵の場合において、試験機器に内蔵されている機能で１、０を交互に繰り返す信号をＭＳＫ変調部へ入力することができるときは、パターン発生器の代わりに内蔵されている信号源を用いることができる。

⑶　3⑵の場合において、音声信号入力端子は、ＭＳＫ変調部から変調信号が入力される端子又はモニタできる端子とし、マーク（変調波周波数1.2kHz）及びスペース（変調波周波数1.8kHz）を交互に繰り返す変調信号のレベルを測定できる端子とする。

⑷　3⑵の場合において、次のいずれかに該当するときは、ＭＳＫ変調部の変調信号レベルは使用状態の値とすることができる。

ア　ＭＳＫ変調部が送信部と同一筐体に内蔵されており、Ａ２Ｄ変調として内蔵のＭＳＫ変調部以外の変調器を用いないとき。

イ　ＭＳＫ変調の変調度が70%以上のとき。

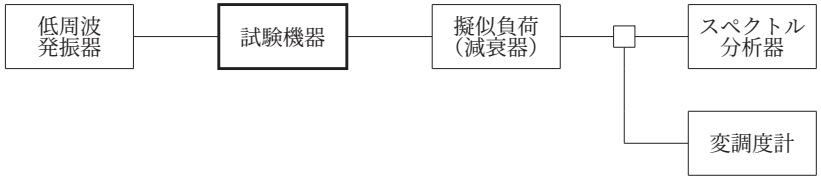
ウ　ＭＳＫ変調部の変調信号レベルを可変する機能を有しないとき。

⑸　3⑵の場合において、変調度が60%となる正弦波１kHzの信号源が内蔵されているときは、当該信号源を用いることができる。ただし、正弦波１kHzの変調入力信号レベルを測定可能であって、ＭＳＫ変調部からの変調信号入力時に切断状態にすることができるものに限る。

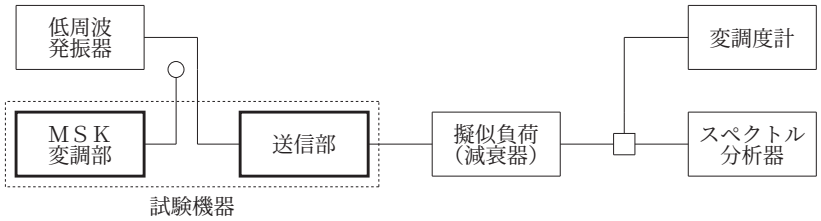
九　総合周波数特性

1　測定系統図

⑴　電波の型式がＡ３Ｅの場合



⑵　電波の型式がＡ２Ｄの場合



2　測定器の条件

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数＋又は－変調波周波数（変調波周波数の変化に対応）
掃引周波数幅	変調波周波数の変化ステップの２倍から３倍まで
分解能帯域幅	30Hz程度
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルよりも60dB以上高いレベル

3　試験機器の状態

⑴　指定のチャネルに設定し、連続送信状態とする。

⑵　変調入力信号レベルの設定は、変調度計を用いて正弦波１kHzで変調し、変調度が70%となる変調入力信号レベルとする。

4　測定操作手順

変調波周波数を200Hzから３kHzまでの範囲で10点から20点、対数等分に変化させて、側帯波の振幅をスペクトル分析器を用いて測定する。ただし、測定点に350Hzと2.7kHzを含まなければならない。

5　試験結果の記載方法

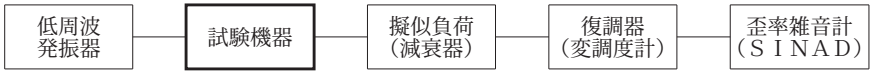
350Hzから2.7kHzまでの範囲内における振幅の最大値と最小値の比をdB単位で記載する。

6　その他

電波の型式がＡ２Ｄの場合は、低周波発振器からの信号を試験機器の音声信号入力端子に加える。

十　総合歪及び雑音（電波の型式がＡ３Ｅであって秘匿性を有する通信を行う無線設備のみ）

1　測定系統図



2　測定器の条件

復調器（変調度計）のローパスフィルタ遮断周波数は20kHz程度とする。

3　試験機器の状態

⑴　指定のチャネルに設定し、連続送信状態とする。

⑵　変調入力信号レベルの設定は、変調度計を用いて正弦波１kHzで変調し、変調度が70%となる変調入力信号レベルとする。

4　測定操作手順

歪率雑音計を用いて、歪成分及び雑音成分の和に対する信号成分、歪成分及び雑音成分の和との比、すなわちＳＩＮＡＤを測定する。ただし、ＳＩＮＡＤは次式によることとし、各成分は電力次元とする。

ＳＩＮＡＤ＝（Ｓ＋Ｄ＋Ｎ）／（Ｄ＋Ｎ）

Ｓ：信号成分　（電力次元）

Ｄ：歪成分　（電力次元）

Ｎ：雑音成分　（電力次元）

5　試験結果の記載方法

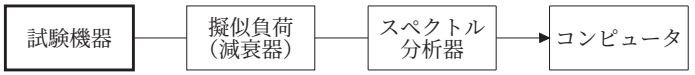
測定値をdB（電力比）単位で変調波周波数と変調度とともに記載する。

6　その他

歪率雑音計の基本波除去フィルタの連続性雑音に対する特性はＩＥＣ　Pub.60489-２による。

十一　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　擬似負荷（減衰器）の減衰量は、20dB程度以下とする。

⑵　副次発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	搬送波周波数が27MHz帯、40MHz帯、又は150MHz帯の場合は、９kHzから搬送波周波数の３倍まで
分解能帯域幅	測定周波数が９kHzから150kHzまでの場合は、１kHz 測定周波数が150kHzから30MHzまでの場合は、10kHz 測定周波数が30MHzを超える場合は、100kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク